

岩手県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨西和賀町長から次のとおり通知があった。

令和4年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 和賀郡西和賀町地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年5月9日から令和5年3月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空写真撮影